

グローバル化を支援する審査のために

調整課 審査企画室長 川俣 洋史

1. はじめに

これからの特許審査を考えると、キーワードの一つに「グローバル化」があります。物やサービスの創造や流通においてグローバル化が進んだ結果、日本企業の出願戦略の対象も、欧米や中韓だけでなく、ASEAN、インド、ブラジル等の新興国へと広がりを見せています。

このような状況の中、特許庁にとっても、我が国企業のグローバルなビジネス展開の支援がますます重要な課題となり、そのために「世界で通用する安定した権利」の設定を心がけていく必要があります。

そこで本稿では、「グローバル化」の観点から、今後あるべき特許審査やそれを実現するための施策について考えていきます。

なお、本稿の内容には筆者個人の見解が含まれており、文責は筆者個人にあることを予めお断りします。

2. 先行技術調査

必要な先行技術調査が十分に行われていることは、最も基本的かつ重要な点といえるでしょう。近年、中国をはじめとする外国で発行された特許文献等の数が急増している反面、日本への出願は減少傾向にあることから、外国語特許文献の先行技術調査の重要性が増しています¹⁾。また、さまざまな製品のグローバル展開にとって必須の国際標準規格の数は増加の一途をたどっており²⁾、このような標準規格に関連する文書（以下、「標準関連文書」）も審査の質を向上させるために重要です。

そこで、今後はこのような種類の先行技術の調査をより効率的に行うことができる環境を整えていきます。そのためには、登録調査機関による先行技術調査の下調べを外国特許文献にも拡大すること（この点については、本号特集記事「登録調査機関と特許庁一協働による質の向上」に

紹介されているので、そちらをご参照ください。）に加え、審査官自身の検索ツールを充実させることが必要です。

外国特許文献に関して、現在庁内で最も多用されている特実検索システムや一般ユーザー向けのIPDLでは、中国特許文献について、従来の英文抄録に加えて、2013年3月から和文抄録を新たに提供開始しました。また2015年には、庁内・庁外向けに、中韓文献の機械翻訳による日本語全文テキストを対象に検索可能とするシステムをリリースする予定です³⁾。このような環境が実現すれば、関連する文献をより効率的に特定することが可能となります。

また、標準関連文書のデータベース化も重要な課題です。例えば、現在でも、様々な規格に関する標準関連文書がウェブサイト等で公開されています。しかし、これらの中には公知日で文献を抽出する機能がない場合も多く、検索の効率が良いとはいえません。そこで、各標準団体に働きかけてバルクデータを入手し、データベースとして蓄積することで、特許審査のための検索に適した環境を整備していきます⁴⁾。

3. 相互理解

特許庁の審査官が行う審査の過程や結果を世界各国の特許庁審査官に理解してもらえば、日本の審査結果が各国で尊重される可能性が高くなると考えられます。その結果、日本に出願をして結果を得た出願人にとって、その後各国へ同様の出願をした場合の結果の予見性も高まることが期待されます。したがって、各国特許庁の審査官に日本の審査についての理解を深めてもらうことが重要です。

そのための具体的な施策として、例えば以下のものが挙げられます。

(1) 内外乖離分析

内外乖離分析は、特許庁と他の外国特許庁との間で共通

1) 後藤昌夫「中韓文献の検索環境整備について」特技懇270号, p.48,49

2) 例えば、ISOに関する規格類発行数は、1970年は1,384件であったのに対し、2011年には19,023件に増加。(ISO事業概要2012, 国際標準化協議会 財団法人 日本規格協会 国際標準化支援センター, p.28)

3) 特技懇270号, p.50-56

4) 福村拓「特許庁における標準関連文書の審査利用」, 特技懇270号, p. 58-61

になされた出願のうち、結果が異なった案件について分析を行う取組です。(この施策については、本号特集記事「より一層の審査の質向上を目指して」に紹介されているので、そちらをご参照ください。)

判断の違いを生んだ原因を把握するための分析の過程では、互いの審査結果を参照する上での留意点が明らかになることがあります。例えば、法律や基準の文言上はわからなかった特許対象の差が、実例に当てはめることにより、明らかになる場合もあります。すると、当該分野において審査結果を参考とする際、そのような点に注意することができます。言い方を換えれば、考え方が同じ部分と異なる部分を明確に認識することにより、双方の審査官にとって互いの審査結果の利用価値が高まるのです。また、ある技術分野で外国特許庁が、存在を知らなかった、あるいは知っていたもののあまり利用していなかった、特定の商用データベースの有用性に気がつくこともあるでしょう。

このような「気付き」が、さらなる改善や対応策を検討する上での重要なヒントになると考えられます。

(2) 審査基準

特許庁の実体審査に関する基本指針である審査基準の内容について世界各国の理解を得られれば、我が国の審査結果に対する信頼感が高まるのが期待できます。そこで、審査基準の記載が簡潔かつ明瞭で分かりやすく、なおかつ国際的に通用する等の観点から整理すると同時に、様々な外国語に翻訳して外国特許庁や海外ユーザーに発信していくことが重要です。(この施策については、本号特集記事「審査基準の見直しについて」に紹介されているので、そちらをご参照ください。)

(3) 審査官協議

審査の判断の根拠となる法律や基準が各国で異なっていたとしても、その基本的考え方の多くは共通しています。したがって、実際の案件を用いた協議などを通じて、そのような事実を個々の審査官が実体験として把握するという作業を積み重ねることにより、互いの庁で行われる審査結果全般への信頼度を高めることができると考えられます。このため、各国特許庁との間で審査官の派遣や受入をして、審査実務について協議することが有効です。

このような考え方にに基づき、毎年、諸外国の特許庁と様々な技術分野で計数十名の審査官を互いに派遣または受入を行い、本願の理解から検索手法、新規性、進歩性、記載要件といった各特許要件に関する判断及び起案における論理構成、さらにはドシエ・アクセスシステムを利用した審査関連情報の参照の仕方等について議論をしています。

今後はさらに、さまざまな協議の場を利用することも考えられます。例えば、PCT-MIAなどの国際会合において

は、複数の庁が協働して国際調査を行うスキームについて議論がなされ、それに基づく試行が行われています。国際調査機関(ISA)には本来、いかなる場合にも、いわゆる「ミニマム・ドキュメント」を含む必要な資料を調査し、可能な限り多くの関連ある先行技術を発見するよう努めることが求められています(PCT条約第15条(4))。このような協働調査の試みは、複数のISAが協力し合い調査を行うことでより多くの先行技術を発見するためのものですが、上述のような本来の趣旨に照らせば、ISAが互いに各庁が有する検索のツールやノウハウを学び、より良い先行技術調査をするためのフィードバック機能としても有用です。したがって、今後はこのような観点から、許されるリソースの範囲内での参画を検討していくことも必要と考えられます。

4. 審査協力

最近の日本企業の事業活動はアジア・ASEANでも非常に活発であることを反映し、これらの国々への出願も多く行われるようになってきています。このような背景から、昨年6月7日に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」や同月14日に閣議決定された「日本再興戦略」では、それぞれ「我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること」や、「アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援すること」が目標として掲げられました。

新興国では、日本に比べて審査官の数が少ない場合が多く、また審査官の育成や品質管理などの面で環境が十分に整えられていない場合もあります。そこで、日本から審査官がこれらの国に中長期にわたり滞在し、各国特許庁の審査官の育成、判断の均一性を担保するための研修の提供や、さらには案件管理に関する助言などのノウハウを伝えること等により、日本の特許庁の審査結果に対する信用度をさらに高めることができると考えられます。

また、PCT国際調査の管轄対象国を広げていくことも検討の対象となり得ます。多くの国を管轄対象とすることは、それだけ多くの情報を対外的に発信していくことを意味します。例えば、EPOは、欧州各国はもちろんのこと、米国・中南米やロシア、中国、ASEAN、インド、アフリカ等の135か国を対象としているのに対し、日本はASEANを中心とする8か国にとどまり、これは五大特許庁の中で最も少ないという状況です(米国21か国、韓国14か国、中国9か国)。そこで、管轄対象を拡大して各国から信頼される国際調査報告を作成すれば、各国での予見性の高い権利設定に貢献し、日本企業のグローバルな活動を支援することにつながります。

これらの施策を成功させるためには、単に審査官が質の高い先行技術調査を行うだけではなく、海外駐在職員に加

え、我が国の審査実務に関する研修を途上国や新興国の特許庁の審査官に対して行うため審査部内に組織された国際研修指導教官や、外国特許庁からの審査官の受入を担当する、あるいは外国特許庁へ派遣される審査官が積極的に関与することが重要です。そして、これら新興国等の発展段階やニーズにあわせて環境整備のお手伝いをすると同時に、我が国の審査手法に対する理解も深めてもらうべく、いわゆるオーダーメイドな連携や協力を一層進めていく必要があります。

5. おわりに

このように見てくると、審査官協議や審査協力など、日本の特許庁の審査官が世界各国の特許庁を相手に活躍する機会は、今後ますます広がっていくことがわかります。そのとき必要となるのは、審査官の皆さんの審査や技術に関する高度な知識だけにとどまらず、出願人のニーズを敏感に察知し対応する能力であり、多様性を理解し柔軟な対応ができる国際感覚であり、論理的でわかりやすく説明できることに加え、語学や対人スキルを含む広い意味でのコミュニケーション能力です。

FA11が達成されたいま、日本企業のグローバル化をより強力に支援する「世界最高品質の知財システムの実現」のため、審査企画室では、上記にご紹介したような施策に関係部署と連携して取り組んでいきます。審査官の皆さん一人一人がこのような施策へ目的意識を持って積極的に参加し、世界各地で成果を挙げ、次なる目標の達成に大きく貢献されることを期待しています。

profile

川俣 洋史 (かわまた ひろし)

平成6年4月	特許庁入庁
平成10年4月	審査第二部応用光学 審査官
平成11年7月	通商産業省大臣官房総務課企画室 企画主任補佐
平成14年10月	総務部技術調査課 課長補佐 (企画係長)
平成16年7月	ワシントン大学ロースクール (シアトル)
平成19年1月	特許審査第一部調整課審査基準室 基準企画班長
平成20年11月	総務部国際課 課長補佐
平成21年6月	(独) 日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所
平成24年7月	審判部第7部門 審判官
平成25年1月	特許審査第一部調整課審査企画室 室長